

第13回 我孫子市放射線対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成23年11月30日（水）15:00～17:00

【出席者】 市長、副市長、教育長、水道局長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、保育課長、学校教育課長、教育総務課長、公園緑地課長、健康づくり支援課長、農政課長、商工観光課長、秘書広報課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

- ・ 今まで測定を行っていなかった行政サービスセンター等も測定を行うこととする。
- ・ 測定する施設の指定や日程について放射能対策室で取りまとめることとする。

（2）道路側溝清掃（県の説明会）について

- ・ 中間処分場への側溝汚泥の持ち込みについては今後、ベクレル数値を測定しなければ受け入れることができないとの説明があった。

（決定事項）

（3）我孫子市放射線量測定器貸し出し要領案及び配布用放射線量測定マニュアルについて

- ・ 12月中は環境経済部内で貸し出し業務の対応をするが、予約状況によっては全庁に応援を依頼することとした。
- ・ 要領、マニュアルは(案)のとおり決定した。

（4）私有地向け放射性物質除染マニュアルについて

- ・ 「1 除染作業の6つの原則」の「⑥ 発生場所保管の原則」にある、「(埋めた場所の)表示をする」については、削除することとする。
- ・ 「(3) 発生した廃棄物の当面の処理方法」の「2. 土壌の処理」、除去した土を袋等に入れることに関しては「原則として」と加え、袋についてはわかりやすく表記することとする。
- ・ 以上の修正を加え、(案)のとおり決定した。

（5）食品等の放射性物質検査について（消費者対応）

- ・ 定量下限値は、農政課の下限値と統一する方向で調整する。
- ・ 検査の結果、200ベクレル/kgを超えた場合はより精密な測定器で再検査を行う。
- ・ プライバシー等の問題があるため、公表の仕方は検討することとする。

(その他)

(高い放射線量があった場合の対応について)

- ・ 10マイクロシーベルト/時を超えた場合は、放射能対策室を通して報道関係に情報を流す。

(汚染状況重点調査地域について)

- ・ 12月2日に環境省から最終確認の通知が来ることになっており、それに異議がなければ12月中旬に官報で公示される。その後、環境省と除染実施計画について協議を行うこととなっている。

(除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する規則について)

- ・ 規則が1月1日に施行され、1月1日以降、除染作業に従事する場合は12月中に講習会を受けないと除染作業ができなくなるとのこと。

(学校給食(まるごと1食分)の放射性物質検査について)

- ・ 12月から試験的に行い、1月から3月の間で各校2回ほど実施する予定である。